

はじめに

近年、わが国においては、少子高齢化の進展による人口減少社会を迎え、空家の数は年々増加しています。空家は所有する個人の資産であることから、空家をどのように利用・活用するかは所有者の意思が尊重されますが、一方、所有者の責任において、その空家を適切な状態で維持・管理していただくことが求められます。しかし、空家の中には、所有者が遠方に住まわれていることや高齢であること等の理由により、長期にわたり適切な管理が行われていないものがあり、このような空家は、防災・防犯、安全、環境、景観等の面から、地域住民の生活環境に多大な影響を及ぼすことがあります。



本市におきましては、人口や世帯数は若干の増加傾向にありますが、将来的には減少に転じると予測しており、空家の数が増加することで、それがもたらす問題がより一層深刻化することが懸念されます。

この度、策定しました「大阪狭山市空家等対策計画」では、本市の実情に合わせた、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に促進するため、空家対策の3つの柱として、「発生の抑制」、「適切な管理」、「利活用の促進」を掲げ、具体的な施策等を取りまとめました。

今後は、本計画に基づき、本市の空家対策として、まず空家の発生を未然に抑制し、また、所有者等による適切な管理を促すことで地域住民の生活環境に影響を及ぼす空家の解消を図るとともに、空家を貴重な地域資源として捉え、利活用を促進することで、地域における活力を創出し、「生涯住み続けたいまち 大阪狭山市」の実現に向けて、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、関係機関等と連携し取組みを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心にご協議をいただきました大阪狭山市空家等対策協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成31年(2019年)3月

大阪狭山市長 古川 照人